

平成 28 年 10 月 12 日
地 域 医 療 課

災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた 区施策の検討について（対応案）

1 これまでの経緯

前回の災害医療運営連絡会専門部会において、事務局から検討が必要な項目として 1 項目を挙げさせていただきました。その他には特に検討が必要な項目はありませんでしたので、該当の 1 項目について専門部会において区の考え方を整理し対応を検討します。

2 検討項目への対応

【東京都災害時医療救護活動ガイドライン P29 から抜粋】

第 5 節 区市町村の災害医療体制

1 情報収集及び医療救護活動の統括・調整

(6) 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

区市町村内の病院（災害拠点病院を除く）・診療所から、傷病者を受け入れる病院の確保を要請されたとき、区市町村は、傷病者を受け入れる病院を確保します。

なお、病院の確保を要請できる範囲は、区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点になります。

(1) 都ガイドライン策定以前の考え方

区では区内の病院・診療所（災害拠点病院を含む）から傷病者の受入要請を受けた場合、区災害医療コーディネーターの指示のもと、受入先病院の調整・確保を行うものと考えてきました。

(2) 都ガイドラインで示された新たな考え方

“災害拠点病院を除く”病院・診療所の受け入れ要請についてはこれまでどおり、「区」が調整・確保を行うこととします。一方、災害拠点病院による重症患者の受入要請については“二次保健医療圏の医療対策拠点（帝京大学医学部附属病院）”が受け付け、調整・確保を行うことと示されました。

(3) 検討すべき対応

区は災害拠点病院の患者の受入・転送の状況等を把握できないため、何らかの手段によって災害拠点病院の状況を把握する必要があります。

(4) 考えられる対応

EMISによる情報収集

EMISを使用できる状況においては、区はこれまでどおりEMISにより災害拠点病院の状況を把握します。

定期報告による情報収集

練馬区地域防災計画では、区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害時医療機関は自動的に6時間以内に区へ報告することとしています。また、震度5強以下の場合には、区からの要請に基づき報告することとしています。第一報後の報告については状況が変わり次第、随時区へ報告いただくこととし、必要に応じて区からも情報収集に関する連絡を行うこととしています。

なお、通信手段としては、衛星携帯電話や防災無線、防災FAX等を想定しています。

3 まとめ

災害時の情報収集については、区と災害拠点病院が互いに積極的な情報共有に努めることといたします。

まずは、上記(4)のような対応を確実に取れるよう、区と災害拠点病院間で再度情報連絡の手順を確認し、改めて関係者に対する周知を行うことを検討してまいります。なお、今回の対応による練馬区地域防災計画等の修正は予定していません。